

重点事業編

4 計画事業

基本目標 2 健やかに暮らせる共生の街さっぽろ <36件>

意見の概要	市の考え方
<p>『個人市民税の選択用途制度の導入』 1件</p> <p>・千葉県市川市が2005年度をめぐり、個人市民税の1%分の用途を納税者が決められる「市民活動支援制度」の導入を決めたほか、長野県や埼玉県志木市、東京都足立区なども同様の制度の導入を検討している。札幌市においても、「元気活動創出事業」や「札幌元気基金事業」の発展形態として、個人市民税の選択用途制度の導入を強く希望する。</p>	<p>札幌市では、現在、予算作成過程において情報公開、市民意見の募集を行い、いただいた意見を活かすことで予算作成への直接的な市民参加の場を提供しています。今後とも市民の皆さまに、納めた税金の使い方について意思表示、議論していただき、市民自治を推進していきたいと考えています。ご意見としていただいた個人市民税の選択用途制度についても、検討課題として受け止め、他都市での実施状況等を調査したいと考えています。</p> <p>なお、計画にあります「元気活動創出事業」の取り組みにおいては、市民活動団体の活動内容を広く紹介し、その活動に対して資金等の提供を希望する市民・企業とを結びつけるしくみづくりの参考としたいと考えています。</p>
<p>『まちづくりセンター』 1件</p> <p>・地域コミュニティの拠点となるよう、総合相談窓口や多様な世代が出入りできる機能が必要。運営については地域のNPOとの協働を進めてほしい。モデル的に学校の空き教室を活用したまちづくりセンターの設置を提案する。</p>	<p>まちづくりセンターは、地域住民やまちづくり団体関係者などさまざまな人たちが地域の課題解決に向けて話し合いや所長との相談を行うなど、まちづくり活動の拠点として位置づけています。</p> <p>管理運営については、所長が担うこととなりますが、より効果的な運営を図っていくために、今後、地域の方々や関係団体とも協議しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>移設・新設の際に空き教室を活用することについては、今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>『地域住民のふれあい・交流の場づくり』 5件</p> <p>・小学校区に一ヶ所程度、地域の人たちが集える「居場所」をつくり、そこに医療、福祉等の専門家等がかかわる地域の「よろず相談窓口」をおくことを提案する。場所は空き教室や空き店舗等を活用し、運営の担い手は地域で公募する。</p> <p>・南区藤野地区のバリアフリー公園「むくどり公園」と、その公園前にあって子育て中の母親や障がいのある子どもなどが集うコミュニティハウスの役割を担っている「むくどりホーム」について、市がモデル事業として検証したり、運営支援をしてはどうか。(類似意見3件)</p>	<p>地域住民にとってのふれあい・交流拠点のあり方にはさまざまな形があり、住民自らが考え地域のニーズを集約しながら、必要とされる形態や機能などを検討してつくりあげていくことが大切と考えています。札幌市では、こうした取り組みが、今後、地域に広がっていくよう、計画に盛り込んだ「区民とつくる地区センターモデル事業((仮称)清田区地区センター建設)」の中で、住民によるワークショップの開催などを通じ、モデル的に進めていくこととします。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>『苗穂駅周辺のまちづくり事業』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗穂駅周辺のまちづくりにおいて最大の課題は「苗穂駅の橋上化・南北自由通路の整備・駅周辺整備」である。札幌市が策定した「苗穂駅周辺まちづくりガイドライン」で方針が明らかにされており、早急な都市計画決定及び事業化の推進を重点事業に盛り込むべき。 	<p>計画においては、13年度に策定した「苗穂駅周辺のまちづくりガイドライン」を踏まえて、民間活力をいかした計画的で一体的なまちづくりを進めるために、苗穂駅周辺のまちづくり計画を策定していきます。このまちづくり計画の中で、駅施設や自由通路を含む公共・公益施設や土地利用などについても検討を進めていきます。</p>
<p>『中沼地区の公共施設の整備など』 18件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中沼地区に、公共の集会施設、保育所、児童会館などを複合した施設を整備してほしい。(類似意見1件) ・中沼地区自治会で運営する認可外保育所(中沼保育所)について、認可保育所への移行に必要な改築整備が行えるよう、計画の整備事業の中に位置づけて、必要な費用を助成してほしい。加えて、延長保育事業、一時保育事業にも参加させてほしい。(類似意見10件) ・中沼地区は都心から離れており、他地区の児童会館を利用することは困難なため、児童会館を設置してほしい。(類似意見1件) ・今後人口増と思われる地域(特に中沼地区)には、先行投資的に出張所や連絡所を整備してほしい。 ・地区会館など市の設置する集会施設は老人クラブが無料で利用できるが、中沼地区にはこうした施設がないので、高齢者の町内会館の利用料を助成してほしい。 ・丘珠地区・中沼地区には近くに医院や診療所などがいないので、行政の力で建設できることを願う。 	<p>地域における公共の集会施設、保育所、児童会館などの整備については、今後も全市的なバランスや各地域のサービス需要などを総合的に勘案しながら進めていきます。</p> <p>まちづくりセンターについては、地域の人口(設置基準:概ね2~3万人)をはじめ、面積や地形、あるいは、その地域の歴史的経過や地域状況の変化などを踏まえたうえで設置してきたところです。</p> <p>当該地区についても、人口の動向や地域の発展などを勘案しながら、適正な配置に努めるよう検討していきます。</p> <p>町内会館は、地域の住民が協力しながら建設し、自主的な運営管理をしている施設です。</p> <p>運営については、会館使用料のほか、町内会の運営補助として札幌市から交付している住民組織助成金の活用など、管理運営している町内会において幅広く検討していただきたいと考えています。</p> <p>札幌市内は全国的に見ても多くの医療機関が立地している環境にあり、札幌市が新たに医療機関を設置する状況にはないと考えています。</p>
<p>『地域での子育てサロンの設置への支援』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった活動を進めるために、会場の借上げ費用の減免や会場予約の便宜を図るなど運営面を支援すべき。 	<p>ご意見の趣旨も踏まえて事業を展開していきたいと考えています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>『(仮称)区子育て支援センター設置事業』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌サンプラザの中に子育て支援センターを設置してほしい。 運営はワーカーズコレクティブやNPOなど新しい形の子育て支援の経験やスキルを持つ市民が担えるしくみにしてほしい。 新たな視点での子育て支援研修などを一般市民向けに実施し、支援者の育成を早急かつ継続的に行ってほしい。 	<p>計画期間内においては、既存の公立保育園等を活用し、豊平区、西区、手稲区の3か所に設置することとし、その他の区については今後検討していきます。</p> <p>区子育て支援センターは、従来の「保育機能」のほか、すべての子育て家庭を対象とした「子育て支援機能」、専門機関との「コーディネート機能」などを担う機関とし、公立保育園や障がい児施設等での勤務経験を有し、子育てに関するさまざまな経験・ノウハウを有する職員の活用により対応を図っていきたいと考えています。</p> <p>札幌市子育て支援総合センターや各区において、各種セミナーや講座等を実施し、地域で子育てを支える人材の確保へ向け、ボランティアの育成・組織づくりを進めています。今後も、継続して講習の形態や内容の改善を行い、時代に合った人材の育成や支援体制の整備を進めていきます。</p>
<p>『屯田北地区児童会館整備事業』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 屯田北地区児童会館の運営をNPOなどの市民事業との協働で行ってほしい。 	<p>公の施設の管理運営に係る「指定管理者制度」の導入を踏まえて、児童会館についても取り扱いの検討を進めていきます。</p>
<p>『多様な保育サービスの充実』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康支援デイサービス事業については、子どもの移動時の負担を考え、施設型だけではなく自宅への出張型の導入を提案する。 	<p>出張型サービスについては、「さっぽろ子育てサポートセンター」で実施している会員組織の相互援助サービスとして提供していくこととしています。</p>
<p>『重度の障がいのある人への支援』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度の障がいのある人が意思伝達支援装置の操作方法を習得するための講習サポートについて、障害者支援費制度における居宅介護サービスの適用範囲に含めることを検討すべき。(地域再生特区としての検討が適切かもしれない。) 	<p>重度の障がいのある人が意思伝達装置の操作方法を習得するための講習サポートについては、国が定める支援費制度の居宅介護(ホームヘルプサービス)の業務に位置づけられておらず、また、札幌市としても、業務の性質上困難であると考えています。</p>
<p>『駐車場の除雪への支援費や介護保険の適用』 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や高齢者の中には、車が生活の中で欠かせない人がいる。自分は市営住宅に住んでおり、駐車場の除雪については自治会などの理解もありほかの入居者がやってくれているが、数年先は不安。今後こうしたケースが増えていくと思うので、障がいのある人には「支援費」、高齢者には「介護保険」などの適用を認めてほしい。 	<p>駐車場の除雪については、国が定める支援費制度の居宅介護(ホームヘルプサービス)の業務に位置づけられていないことから、その一環として行うことについては困難であると考えています。</p> <p>また、介護保険制度も、高齢者の皆様が負担する保険料などで賄われており、そうした方々の負担とサービス利用の公平性を図るために、全国的に同じサービスメニューで実施されている状況にありますので、除雪サービスの「介護保険」での適用は難しいものと考えています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>『精神障がいのある人への理解促進と生活支援の拡充』 1件</p> <p>・「精神障がい」や「精神障がいのある人」に対する理解促進のために、市民向けのボランティア講座などを企画し、普及啓発を図るべき。</p> <p>ホームヘルパー派遣事業を拡充し、また、その担い手を在宅福祉サービス協会に限らず、多様な実施主体に広げるべき。</p>	<p>札幌市では、「さっぽろこころの健康まつり」をはじめ、「やさしい精神保健講座」「精神療養講座」などを開催しています。今後も各種団体と積極的に連携を図り、理解促進に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、ホームヘルプ派遣事業の多様な実施主体の導入については、精神障がい分野の介護保険との統合論議など、今後の国の動向を見極め検討したいと考えています。</p>
<p>『高齢者や障がいのある人の外出支援』 1件</p> <p>・道路運送法上の有償運送サービス（法第80条許可）を拡充するために、市が構造改革特区の認定を受け、NPO等による高齢者や障がいのある人への外出支援活動を支援すべき。</p>	<p>道路運送法上の移送サービスの取り扱いについては、国における法整備へ向けた動きなどを見極めながら、さらに検討を進めていきたいと考えています。</p>
<p>『聴覚障がいのある人への対応』 1件</p> <p>・聴覚は聴覚障がいのある人だけでなく年齢とともに低下するものなので、字幕つきテレビを全世帯に導入してほしい。</p>	<p>札幌市では、重度障害（児）者日常生活用具給付等事業において、聴覚障害者用情報受信装置（字幕及び手話通訳付の番組をテレビ画面に合成する機能を有する装置）を給付しています。</p> <p>また、17年5月に開設予定の（仮称）札幌市視聴覚障害者情報文化センターにおいて、新たに字幕（手話）入りビデオカセットの自主製作・貸出を行うなど、聴覚障がいのある人への情報提供の充実を目指していきます。</p>
<p>『障がいのある人の雇用促進』 1件</p> <p>・障がいのある人を採用していない会社があれば札幌市独自で罰金を取るなどの対策を考えてほしい。</p>	<p>障がいのある人の雇用促進を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、法定の障害者雇用率に達しない事業所の事業主には障害者雇用納付金を納付する義務が定められています。また、同法に基づいて、障害者雇用率が未達成の民間企業に対しては、ハローワークから雇用率達成指導などの措置が段階的に行われ、それでも改善されない場合には企業名が公表される場合もあることから、札幌市独自の罰金等は予定しておりませんが、今後とも国などの関係機関と連携しながら、企業に対して障がいのある人の雇用の促進について働きかけていきたいと考えています。</p>